定　　款

第１章　総　則

(商号)
第１条　当会社はテクノホライゾン株式会社と称し、英文では TECHNO HORIZON CO.,LTD. と表示する。

(目的)
第２条　当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社の株式を取得、保有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。
(1)　電子機器、電気機器の製造及び販売
(2)　医療用機器、光学機器、精密機器、情報通信機器、情報処理機器の製造及び販売
(3)　工作機械器具、一般機械器具、その他の機械器具の製造及び販売
(4)　コンピュータシステム、コンピュータソフトウェアの製作及び販売
(5)　前各号に付帯関連する各種装置、部品、加工品の製造及び販売
(6)　前各号の商品に関する企画、開発、修理、保守、賃貸及び輸出入
(7)　電気工事、電気通信工事、機械器具設置工事及びその他の建設工事業
(8)　情報通信サービス、情報提供サービス及び情報処理サービス業
(9)　労働者派遣事業
(10) 有価証券の保有、運用及び管理
(11) 不動産の売買、賃貸借及び管理
(12) 前各号に関連する調査、研究、コンサルティング並びに研修、指導
(13) 前各号に付帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)
第３条　当会社は、本店を名古屋市に置く。

(公告方法)
第４条　当会社の公告方法は、電子公告とする。

２　事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株　式

(発行可能株式総数)
第５条　当会社の発行可能株式総数は、50,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)
第６条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)
第７条　当会社の１単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の売渡請求)
第８条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第９条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1)会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
(2)取得請求権付株式の取得を請求する権利
(3)募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
(4)前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)
第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)
第 11 条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)
第 12 条　当会社は、毎年３月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第３章　株主総会

(招集)
第 13 条　当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)
第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

２　株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
第 15 条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)
第 16 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第 309 条第２項の定めによるべき決議は、本定款に別段の定めがある場

合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

２　前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役会の設置）
第 18 条　当会社は、取締役会を置く。

（取締役の員数）
第 19 条　当会社の取締役は、10 名以内とする。

（取締役の選任方法）
第 20 条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）
第 21 条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第 22 条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

２　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

３　取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長を１名選定し、また、必要に応じて取締役会長１名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）
第 23 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第 24 条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の方法）
第 25 条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)
第 26 条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)
第 27 条　取締役会に関する事項は、法令及び本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の議事録)
第 28 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果、並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)
第 29 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)
第 30 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第１項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定に基づき、社外取締役との間に、同法第 423 条第１項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第５章　監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)
第 31 条　当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)
第 32 条　当会社の監査役は、４名以内とする。

(監査役の選任)
第 33 条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)
第 34 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)
第 35 条　監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)
第 36 条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、

緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)
第 37 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)
第 38 条　監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役会の議事録)
第 39 条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果、並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役の報酬等)
第 40 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)
第 41 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第１項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定に基づき、社外監査役との間に、同法第 423 条第１項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第６章　会計監査人

(会計監査人の設置)
第 42 条　当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)
第 43 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)
第 44 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第７章　計　算

(事業年度)
第 45 条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までの１年とする。

(期末配当金)
第 46 条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行うことができる。

（中間配当金）

第 47 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第 48 条　期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

２　未払の期末配当金及び中間配当金には利息を付けない。

附則

(商号変更の時期)

第１条の変更は、2020 年 10 月 1 日に効力を発生し、その効力発生日をもって本附則は削除する。